

容リ協

年次レポート 2020

令和元年度 実績報告

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

The Japan Containers and
Packaging Recycling Association



CONTENTS

年次レポート2020
令和元年度実績報告

- 01 **ごあいさつ**
「年次レポート2020」の発行にあたって
- 02 協会概要
- 03 **令和元年度の事業を振り返って**
- 05 **令和元年度・主な取り組み**
 - 05 トピックス
 - 07 再商品化の実施
 - 08 普及・啓発、情報収集・提供
 - 09 内外関係機関との交流・協力
 - 10 再商品化事業の実施状況
- 11 **令和元年度・再商品化実績**
 - 13 素材別の利用状況
 - 15 特定事業者関連
 - 16 市町村関連
 - 17 再商品化事業者関連
- 18 **容器包装リサイクルの成果**

ごあいさつ

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
代表理事 本多 正憲



特定事業者・市町村及び一部事務組合・再商品化事業者の皆さまを始め、ご関係の皆さま方には、平素より当協会が国の指定法人として行なっております“再商品化事業”に、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。家庭から資源ごみとして出される使用済み容器包装のリサイクルが、より一層円滑かつ効率的に行なわれるよう、当協会として力を尽くして参りたいと存じます。

さて容り法の本格施行から既に23年経過し、平成28年5月に産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合がとりまとめた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において示された、当協会が中心となって検討し取り組むべき運用改善などの具体的事項については、主務省庁の指導の下に検討を順次進めています。今後は、容器包装リサイクル制度の次のステージとして、各ステークホルダーとの連携・協力のもとに、より一層の再商品化の品質の向上と効率化につながる仕組みづくりが期待されます。中国の固体廃棄物輸入禁止の影響・海洋ごみの問題・バーゼル条約の改正・プラスチックの資源循環戦略等々の課題に加え、リチウムイオン電池混入事故問題や新型コロナウイルスなどの新しい課題に対し、当協会として、その方向性に資する調査・研究、データ提供などや対応を進めて参りたいと思います。

さらに公益財団法人として、ガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底を通じて、再商品化に関わるすべての皆さまから信頼され支持される組織運営及び事業展開に努めるとともに、事業活動の透明性を高めるべく、積極的な情報開示を行なって参ります。

ご関係の皆さまには、今後とも、当協会事業に対する一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年 8月

「年次レポート2020」の発行にあたって

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会(以下、容り協)は、その事業活動について各主体の皆さまにご理解いただくために、「年次レポート2020」を発行しました。皆さまとの相互協力関係がさらに深まり、再商品化事業の進展につながることを目指し、実績データや再商品化事業への取り組みなどを、よりわかりやすく情報発信すべく努めております。

「年次レポート2020」では、“主な取り組み”において、対象年度の取り組みの中から特徴的な活動をトピックスとして紹介し、さらに、定例的な業務や対象年度に実施した活動を取り上げています。また、“再商品化実績”は最新の実績数値に加えて経年数値を併記し報告する構成になっています。

「年次レポート2020」は、容り協ホームページ(<https://www.jcpra.or.jp/>)でもご覧いただけます。ホームページには、より詳しい情報も掲載しておりますので、どうぞ活用ください。

●対象期間

令和元年度(平成31年4月1日~令和2年3月31日)。一部対象期間前後の活動についても報告しています。

●発行日

令和2年8月(次回の発行予定は3年8月)

●本レポートに関するお問合せ先

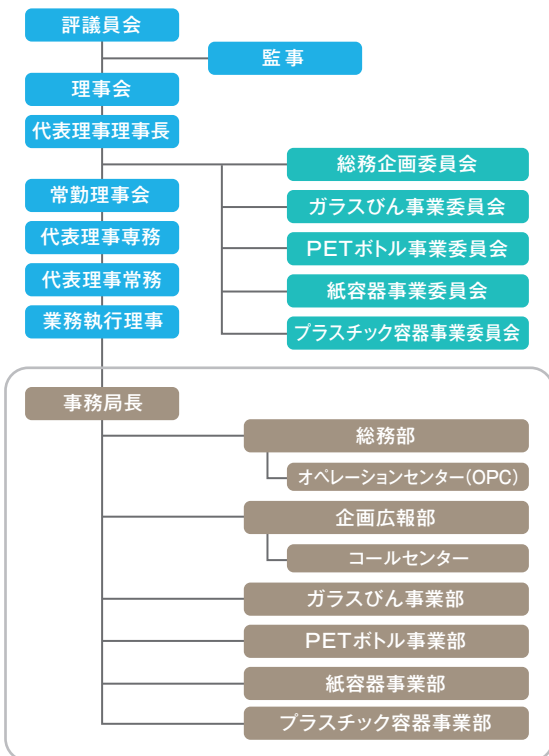
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
企画広報部 Tel:03-5532-8610
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1
郵政福祉琴平ビル2階

協会概要

協会事業の目的

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化を行ない、あわせて、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発、情報の収集及び提供、調査研究等を行なうことにより、我が国における生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

組織図



- * 職員数：32名(令和2年3月末現在)
- * すべての役員は、民間企業・団体出身者で構成されています。
- * 事業は特定事業者などからの委託料収入で実施されており、国からの委託費や補助金はありません。



[常勤理事(業務執行理事)]
前列左から、代表理事専務 栗原博、代表理事専務 西山純生、事務局長兼総務部長 高松和夫
後列左から、企画広報部長 堀田肇、ガラスびん事業部長兼紙容器事業部長 雨宮敏幸、PETボトル事業部長 前川恵士、プラスチック容器事業部長 石川昇

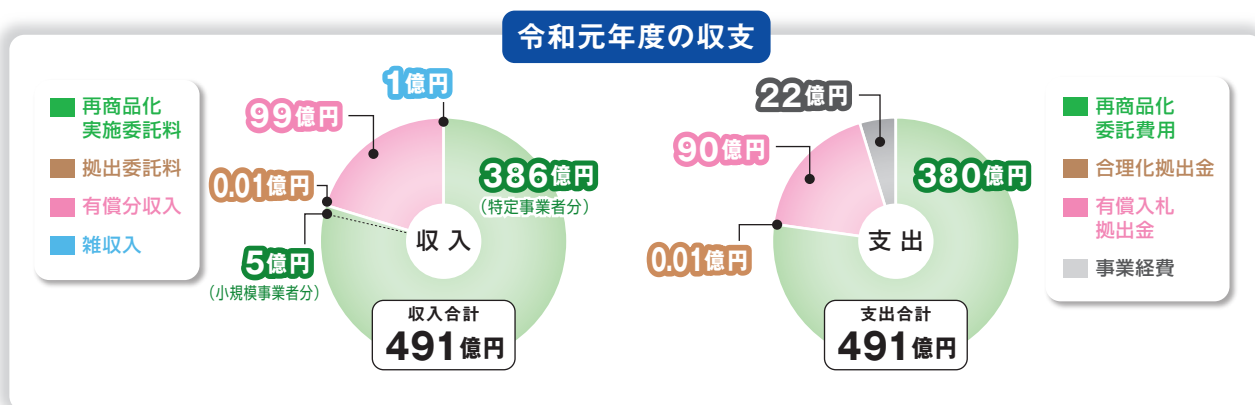
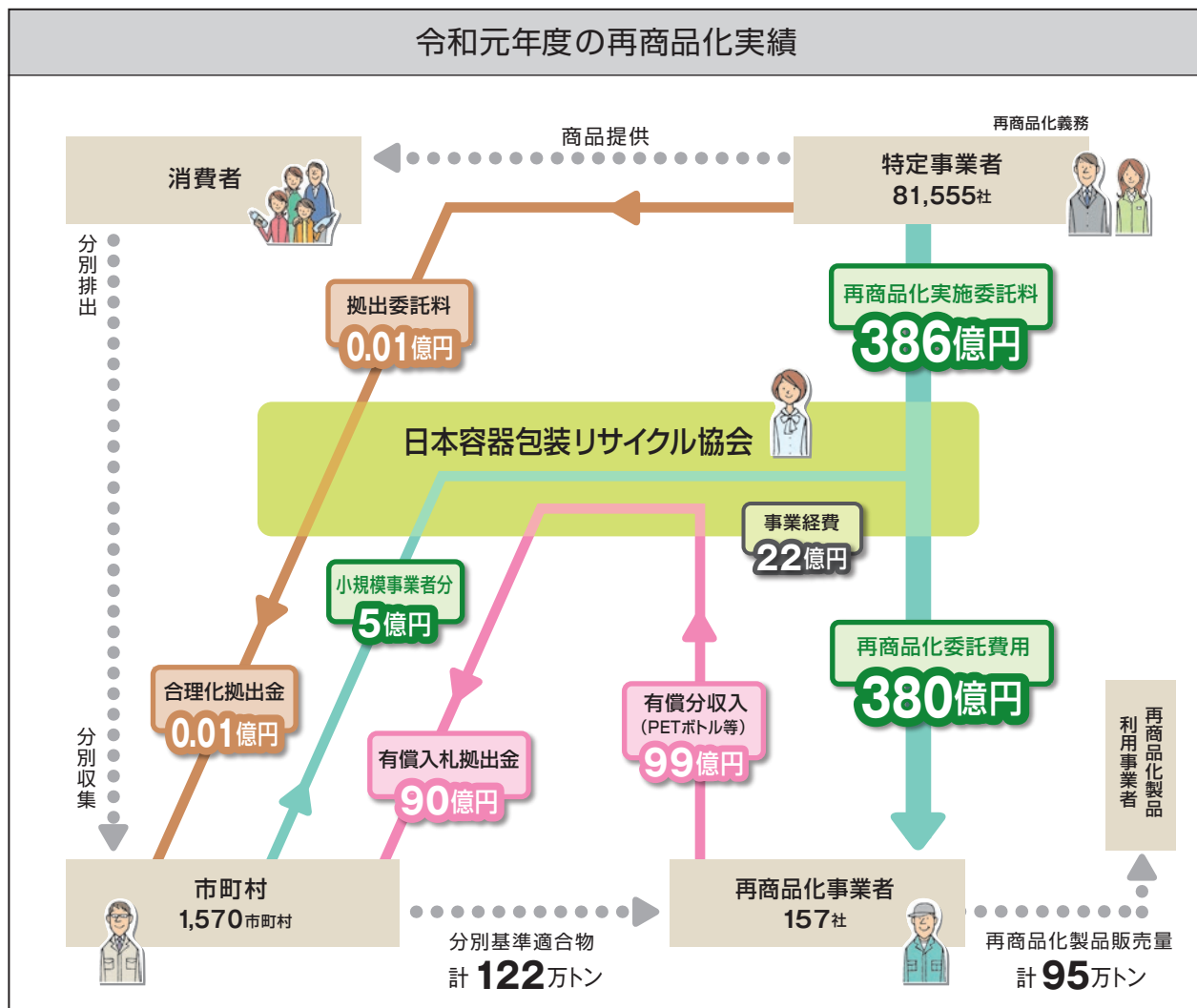
沿革

平成7 (1995) 年度	容器包装リサイクル法(以下、容リ法)公布
平成8 (1996) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●主務4省(厚生、通商産業、大蔵、農林水産。現在は5省:環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産)から財団法人設立許可を取得 ●財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、容リ協)設立 ●主務4省から指定法人としての指定を受ける
平成9 (1997) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●容リ法本格施行に伴い、大規模事業者を特定事業者としてガラスびん、PETボトルの再商品化事業を開始 <p>容リ法、本格施行</p>
平成12 (2000) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●容リ法完全施行に伴い、全事業者(小規模事業者を除く)を特定事業者として、ガラスびん、PETボトルに加え、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の再商品化事業を開始 <p>容リ法、完全施行</p>
平成18 (2006) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●PETボトル、有償入札開始(有償分は市町村へ抛出) <p>改正「容リ法」公布</p>
平成20 (2008) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●「委託料金事業者別リスト(公表同意事業者のみ)」をホームページで公表 <p>改正「容リ法」、完全施行</p>
平成21 (2009) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●紙製容器包装、有償入札開始 ●市町村への資金抛出を実施
平成22 (2010) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●「公益財団法人」として新たにスタート ●プラスチック製容器包装、入札にあたり、「材料リサイクル優先」において優先落札量を市町村申込量の50%とし、総合的評価制度を導入
平成23 (2011) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災への緊急対応として、市町村、特定事業者、再商品化事業者への弾力的対応を実施
平成24 (2012) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●樹脂相場の大幅な変動に伴いPETボトル再商品化事業者再選定の実施
平成26 (2014) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●PETボトル、年2回入札の正式実施
平成27 (2015) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●各種委託単価、入札単価を消費税抜きとする ●再商品化事業者向け「不服申立窓口」を開設
平成28 (2016) 年度	<p>「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(産構審・中環審合同会合)が取りまとめられる</p>
平成29 (2017) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック製容器包装、新入札方式を導入 ●「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」を設置
平成30 (2018) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●PETボトルリサイクルにおける運用ルールの見直し
令和元 (2019) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●リチウムイオン電池等混入防止に向けた取り組み ●消費税率引き上げへの対応

令和元年度の事業を振り返って

日本容器包装リサイクル協会の役割は、家庭ごみとして排出されるガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を対象としたリサイクルを実施するための運營業務です。そのためにかかる費用は、容器包装リサイクル法に基づいてリサイクル

の義務を負っている特定事業者から、再商品化実施委託料としてお預かりしたお金でまかなわれています。令和元年度の協会事業を振り返り、その実績と収支をご報告します。



詳細は、当協会ホームページをご覧ください。
(<https://www.jcpra.or.jp/>)

数値については、四捨五入しています。合計と内訳は合わない場合があります。

全国1,570市町村から、 122万トンを引き取る



市町村 から 再商品化事業者

令和元年度は、1,570市町村から分別基準適合物が容リ協へ引き渡されました。これは、全国1,741市町村(令和2年3月31日現在、東京23区を含む)の90.2%(前年度90.0%)に当たります。容リ協が市町村から引き取った分別基準適合物の総量は、4つの素材を合わせて計122万トン(前年度122万トン)に及びました。

157社の再商品化事業者により、 再商品化製品販売量が95万トン



再商品化事業者 から 再商品化製品利用事業者

実際のリサイクル業務を委託する再商品化事業者に関しては、容リ協は市町村の保管施設ごとに電子入札を実施し、4素材それぞれに選定しています。令和元年度は、157社(前年度163社)の再商品化事業者にリサイクル業務を委託しました。再商品化製品販売量は、4つの素材を合わせて計95万トン(前年度94万トン)となりました。

再商品化委託費用

380億円

再商品化事業者に支払ったリサイクル費用は380億円

令和元年度は、計81,555社(前年度81,492社)の特定事業者から386億円(前年度404億円)を受け取り、これに、市町村が負担する小規模事業者分の5億円(前年度5億円)を加えた391億円

(前年度409億円)が、令和元年度の再商品化実施委託料収入の合計です。容リ協はリサイクル費用(再商品化委託費用)として380億円(前年度372億円)を再商品化事業者に支払いました。

有償入札拠出金

90億円

PETボトル等の市町村への有償入札拠出金は90億円

令和元年度中の使用済みPETボトル等の有償入札に伴う収入は99億円(前年度81億円)となり、容リ協から市町村への有償拠出は1,144市町村

等(前年度1,134市町村等)を対象に90億円(前年度75億円)でした。この差は消費税相当分を差し引いたことなどによるものです。

合理化拠出金

0.01億円

市町村に支払われた合理化拠出金は0.01億円

平成20年度から施行された改正容リ法に基づく「資金拠出制度」は、再商品化の合理化・効率化の成果を、事業者と市町村が分け合うという仕組み

みです。令和元年9月、平成30年度分の合理化拠出金として140市町村等を対象に計0.01億円(前年度分は0.35億円)が支払われました。

容リ協の事業経費

22億円

租税公課を除く事業経費は支出合計の3.1%

容リ協がリサイクル事業を運営するためにかかった令和元年度経費は、22億円。主な内訳としては、租税公課(6億円)、コンピュータ処理費用(4億円)、

再商品化事業者の調査費用(3億円)、人件費(3億円)などです。事業経費は、租税公課分を除くと、支出合計の3.1%に当たります。

令和元年度

主な取り組み

トピックス
Topics

リチウムイオン電池など 混入事故防止に向けた取り組み

モバイルバッテリーや加熱式タバコなど多くの電子機器に内蔵されているリチウムイオン電池。小さく軽量でありながら大きなパワーが出せる上に、寿命も長いという特性を持つため、日常生活において、今やなくてはならない存在です。

一方で、強い衝撃や圧力が加わった時に発火につながりやすいケースもあり、廃棄物への混入によるリサイクル工場での発煙・発火トラブルが急増しています。

容リ協では、リサイクルシステムを円滑に維持するために、混入事故防止対策に取り組んでいます。

リサイクル工場における発煙・発火トラブルの急増

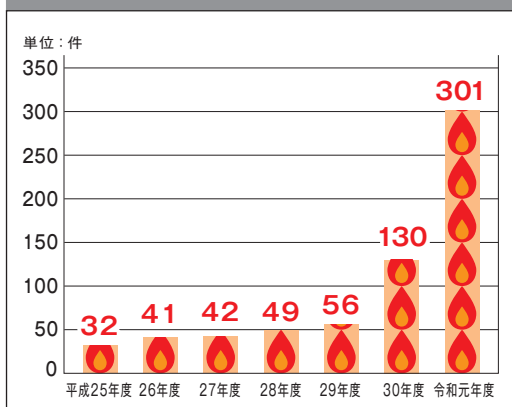
当協会登録のプラスチック製容器包装の再商品化事業者におけるリチウムイオン電池などが原因と思われる発煙・発火トラブルは、平成29年度56件、平成30年度130件、そして令和元年度には301件と加速度的に増加しています。リチウムイオン電池や内蔵された電子機器（加熱式タバコやモバイルバッテリーなど）が混入したプラスチック製容器包装のベールが、リサイクル工場の破袋などの工程において発煙・火災を生じさせ、コンベアや建屋が延焼するといった事故が起きています。

こうしたトラブルによって機械や設備が深刻なダメージを受けて事業撤退に追い込まれたり、復旧に6か月以上かかったという事例もあり、再商品化事業者の被害は甚大であるとともに、日本のリサイクルシステムへの影響は計り知れないものがあります。

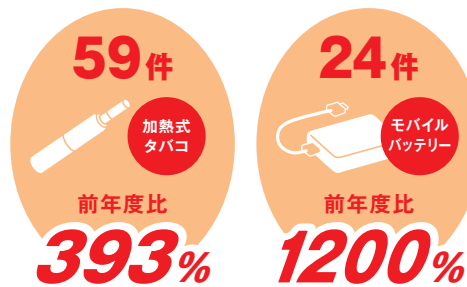


令和元年11月に発生したリサイクル工場での火災事故の様子

全国の再生処理事業者での
発煙・発火トラブル件数の推移



令和元年度の発煙・発火トラブルの原因物



関係機関への協力依頼

容り協では円滑なリサイクル維持に向けて、平成30年度から混入事故防止対策に乗り出し、国、電池製造・利用事業者団体、各リサイクル団体、関連団体との意見交換や情報共有を図ってきました。また、当協会とプラスチック製容器包装の再商品化契約をしている市町村を対象に発煙・発火事故に関するアンケートを実施し、市町村の収集や中間処理施設における状況などを調査しました。

令和元年度においては、環境省および経済産業

省に対して分別排出マークなどの表示促進などの協力を要請したほか、全国都市清掃会議には会員市町村への啓発、一般社団法人JBRCが行なう小型充電式電池の排出者登録に関する周知・普及および使用済み小型家電の多様な回収ルートの紹介を行ないました。このほか、小型家電リサイクル認定事業者協議会、一般社団法人日本たばこ協会、東京都産業資源循環協会との混入防止に向けた情報・意見交換などを実施しました。

市町村や消費者に向けた広報活動の強化

リチウムイオン電池などの混入防止の普及啓発を目的に、令和元年度は市町村や消費者への広報活動の強化に取り組みました。

ホームページに、「リチウムイオン電池等の発火物が原因になる発煙・発火トラブル」(市町村向け)、「リチウムイオン電池を含む電子機器を混ぜないで!」(消費者向け)などの特設サイトを設けました。また、リチウムイオン電池など発火危険物混入防止を訴求したポスターとチラシを作成し、令和元年10月末に全国市町村・一部事務組合へ送付し、活用いただいています。さらに、令和元年10月25日に開催された「くらしフェスタ東京2019」にて、NPO法人

持続可能な社会をつくる元気ネットと共同でリチウムイオン電池の分別排出を促す啓発セミナーを実施し、作成したポスターやチラシを使って消費者へ協力をお願いしました。



ポスター (A2サイズ)



全国環境協会の協力による啓発ポスター



チラシ (A4サイズ)

事業者登録審査の徹底

再商品化事業者

再商品化事業者が入札に参加するためには、「事業者登録審査」を受ける必要があります。令和2年度入札については元年7月に募集し、8月から11月にかけて参加を希望する事業者に対して、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格・品質、販売能力などを、第三者の技術専門機関の協力のもと審査しました。あわせて財政的基礎についての審査を実施し、中小企業診断士などによる財務診断を必要に応じて行ないました。

ベール品質の向上に向けて

市町村

市町村から引き取る分別基準適合物の一層の品質改善を促すために、リサイクルを委託している事業者の協力を得て、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の「品質調査」を厳格に実施しております。ガラスびんについては関係団体と連携のうえ、収集運搬・選別方法の改善を促し、品質向上と残さの削減による収率向上を図りました。

また、プラスチック製容器包装においては、容器包装比率85%未満のDランクなどの市町村に対して品質改善計画の提出を求め、年度内に再調査を完了しました。さらに、禁忌品の混入、特にリチウムイオン電池などの混入による発煙・発火事故の急増が深刻な課題となっており、市町村や消費者に向けて分別排出、分別収集の徹底を呼び掛けました。



品質調査

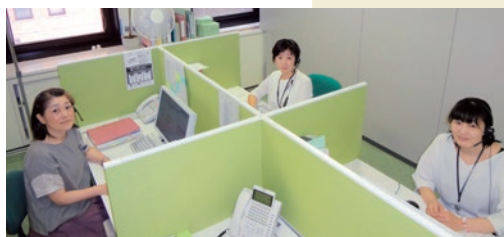
再商品化委託申込みの促進

特定事業者

特定事業者による再商品化委託オンライン申込み件数は、導入した平成18年度以降、継続して増加しており、令和元年度は67.6%（前年度：66.1%）となりました。

一方、再商品化義務がありながら、当協会へ申込みしていない特定事業者への申込みの督促などを行なうことにより、令和元年度の過年度遡及支払いは513社、約6.9億円（前年度：433社、約4.6億円）となりました。

また、特定事業者などからの容り協へのお問合せは、コールセンター5,402件（前年度：4,862件）、オペレーションセンター4,844件（前年度：4,972件）、合計で10,246件（前年度：9,834件）でした。



コールセンター

特定事業者向け制度説明会・個別相談会の実施

全国の主要都市において、各地商工会議所・商工会と共催で「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」を開催し、特定事業者への制度普及に努めるとともに委託申込みに関する個別相談に対応しました。令和元年度は11月から翌年1月にかけて22都市で24回(前年度:19都市で21回)開催し、参加者は1,260名(前年度:1,158名)、個別相談者は145名(前年度:128名)でした。

関係団体との協働による「エコプロ2019」への出展

令和元年12月5日～7日の3日間にわたり開催された「エコプロ2019」(一般社団法人産業環境管理協会、日本経済新聞社主催。東京ビッグサイト)に、容器包装リサイクルの理解促進を目的として出展しました。容リ協では、平成17年度から毎年出展を続けていますが、今回は紙製容器包装リサイクル推進協議会、PETボトルリサイクル推進協議会、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会との協働をこれまで以上に強化したものとなりました。国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)への関心が高まっていることもあって、「エコプロ2019」が例年以上の盛況を見せるなか、当協会ブースもリサイクルの流れなどを解説するパネルやリサイクル製品の展示、ビデオ上映とDVDの配布、クイズラリー、リチウムイオン電池など禁忌品に関するチラシなどを活用して積極的にコミュニケーションを図り、ブース訪問者は3日間で約1,000人を超えました。



エコプロ 2019

出前講座の開催

プラスチック製容器包装のベール品質改善を後押しすることを目的として、容リ協スタッフが現地へ出向いて、市町村担当者や廃棄物減量等推進員などを対象に「出前講座」を実施しています。さらに、令和元年度からはプラスチック単独の開催に加えて、素材合同(プラスチック・PETボトル・紙の合同を含む)の出前講座を初めて開催し、総計で19市町村、参加者1,207名(前年度:23市町村、843名)となりました。



出前講座

海外調査団の派遣

令和元年8月に、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会と協働で、ドイツ、ノルウェー、オランダ、フランス、イギリスの5か国に調査団を派遣し、現地政府の施策、市場や企業の動向などについて調査を行いました。ソーティングセンターを主な軸としたEUのリサイクルシステムに関して、民間企業による運営、再商品化製品の利用事業者のニーズに応じた素材の選択、選別機などの技術の進化、混合収集に対する市民の理解についてなど、多くの情報を得ることができました。特に、一般廃棄物の熱回収焼却炉の工程前に光学選別機を配置し、混合収集したプラスチックやPETボトルを回収する最新の仕組みは、市民による分別排出の負担が少なく、さらに多くのプラスチック素材などの資源物回収も可能で、日本での導入も期待できるものでした。

PETボトル事業部においては、令和元年7月にPETボトル協議会、PETボトルリサイクル推進協議会と協働し、中国と韓国に調査団を派遣して現地政府の施策、市場や企業の動向などの調査を行いました。

調査によって得られた情報は、関係機関へ周知するとともに、今後の再商品化業務に活用していきます。また、これからの日本における効率的、効果的な容器包装をはじめプラスチックの資源循環の在り方に関する検討の参考にします。

JaIMEセミナーへの協力

令和2年2月、海洋プラスチック問題対応協議会(JaIME)が主催する「アジア働きかけ研修セミナー」に講師を派遣しました。JaIMEは日本化学工業協会など化学業界5団体が設立した組織で、本セミナーはASEAN諸国のプラスチック廃棄物管理向上に関する人材育成プロジェクトとして企画され、ASEAN7か国から政府機関、業界団体、プラスチック製造業、リサイクル業など30名が受講しました。プラスチックを含む廃棄物の海洋流出がグローバルな課題となっているなか、プラスチックのほとんどを埋め立て処分している国や協会組織を立ち上げようとしている国など、さまざまな事情を抱えるアジアからの参加者へ、日本の容リ制度、当協会の業務や入札制度などについて説明しました。



アジア働きかけ研修セミナー

	国	協会の取り組み		
		市町村 を対象に	再商品化事業者 を対象に	特定事業者 を対象に
平成30年	容器包装廃棄物の使用・排出実態調査 (30年8月~12月:環境省)			各種調査 各種説明会 審査・選定業務 通知・公開等 入札関連
令和元年 5月	容器包装利用・製造等実態調査 (5月27日~6月28日:経済産業省・農林水産省)			
6月	再商品化事業計画に係るアンケート調査 (6月7日~27日:経済産業省)			
7月		分別基準適合物引渡量調査 (6月19日~7月19日)	再生処理事業者登録に関する官報公示 (7月1日)	令和元年度下期分 PETボトル 入札 (7月16日~8月1日)
		調査票集計業務 (7月20日~8月23日)	登録説明会 (7月11日~12日)	入札選定業務 (8月2日~23日)
			登録申請書類提出締切 (7月31日)	入札選定結果通知 (8月30日)
8月				再商品化契約締結 (9月30日)
9月				
10月	令和2年度再商品化義務量算定に係る量・比率の審議 (10月31日)	市町村引渡申込み (10月28日~11月22日)	登録審査業務 (8月1日~11月8日)	令和2年度再商品化義務量算定係数の算出 (10月) 理事会での令和2年度再商品化実施委託単価及び令和元年度抛出委託単価の決定 (10月25日)
11月		市町村担当者説明会 (11月8日~15日)	登録審査結果通知 (11月18日)	商工会議所・商工会共催の特定事業者制度説明会実施 (11月11日~1月28日)
12月	パブリックコメント募集 (11月19日~12月18日)		登録事業者向け入札説明会 (12月16日・17日)	
	上記の量・比率の確定		令和2年度上期分 3素材 PETボトル 入札 (12月20日~1月15日)	令和2年度再商品化委託申込官報公示 (1月10日)
2年 1月			入札選定業務 (1月22日~2月13日)	再商品化委託申込み (1月10日~2月26日)
2月		3素材 PETボトル 入札選定結果通知 (2月17日) (2月27日)	入札選定結果通知 (2月17日) (2月27日)	
3月	上記の量・比率に係る施行規則告示 (3月31日)	引渡契約・覚書締結 (3月31日)	再商品化事業者説明会 (3月12日・13日)開催見送り 再商品化契約締結 (3月31日)	再商品化委託契約締結 (3月31日)

令和元年度

再商品化実績

CONTENTS

素材別の利用状況 p13-14

特定事業者関連 p15

- 再商品化実施委託単価
- 再商品化実施委託料
- 特定事業者申込社数
- 抛出委託単価／抛出委託料

市町村関連 p16

- 市町村からの引取量
- 引取り市町村数／保管施設数
- 合理化抛出金／受取り市町村数

再商品化事業者関連 p17

- 落札単価(加重平均)
- 再商品化事業者への委託料総額
- 再商品化製品販売量実績
- 再商品化事業者の登録・落札状況



市町村からの引取量

約 **122** 万トン

33万トン



ガラスびん

22万トン



PETボトル

2万トン



紙

65万トン



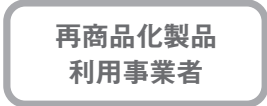
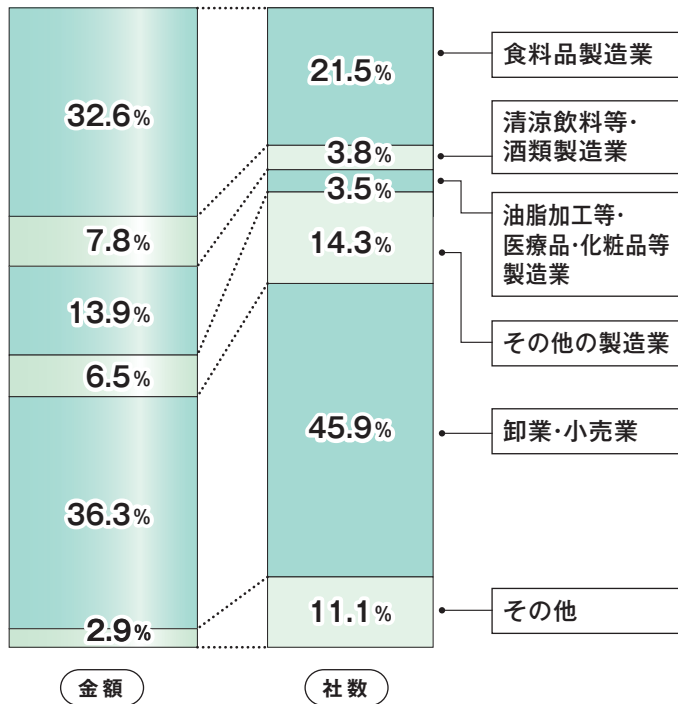
プラスチック

引取量とは異物の除去などを行なった容器包装廃棄物(分別基準適合物)です

再商品化実施委託料

約 **386** 億円

● 特定事業者業種別構成



再商品化製品販売量

約 **95** 万トン



令和元年度引取分のリサイクル(再商品化)製品の利用状況

ガラスびん

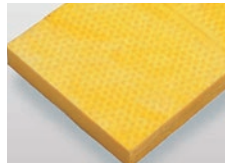
市町村からの引取量は約32.9万トンで、前年度比97.6%となりました。再商品化製品の利用状況は、全体の71.6%がびん原料として使われ、再びガラスびんに戻っています。

協会の引取実績量

328,625トン

再商品化製品販売量

309,010トン



建築材料

●ガラス短繊維
(住宅用断熱材など)

10.7%

●軽量発泡骨材など

0.7%

その他

17.0%

土木材料

●路床 ●路盤 ●土壌改良用骨材など



309,010t

71.6%

びん原料



PETボトル

市町村からの引取量は約21.7万トンで、前年度比約102.6%でした。再商品化製品は、シートが42.6%、繊維が32.3%、ボトルが22.2%の割合で使われています。

協会の引取実績量

217,065トン

再商品化製品販売量

179,714トン

●結束バンド
●ゴミ袋など

その他 0.0%

シート

●卵パック
●プリスターパックなど*

*商品の形に合わせた、
商品を覆っている透明の部分

成形品 2.8%

●回収ボックスなど

22.2%

ボトル

●飲料用ボトル……22.0%
●洗剤用ボトルなど……0.3%



42.6%

32.3%

繊維

●自動車の内装材
●カーペット
●ユニフォームなど



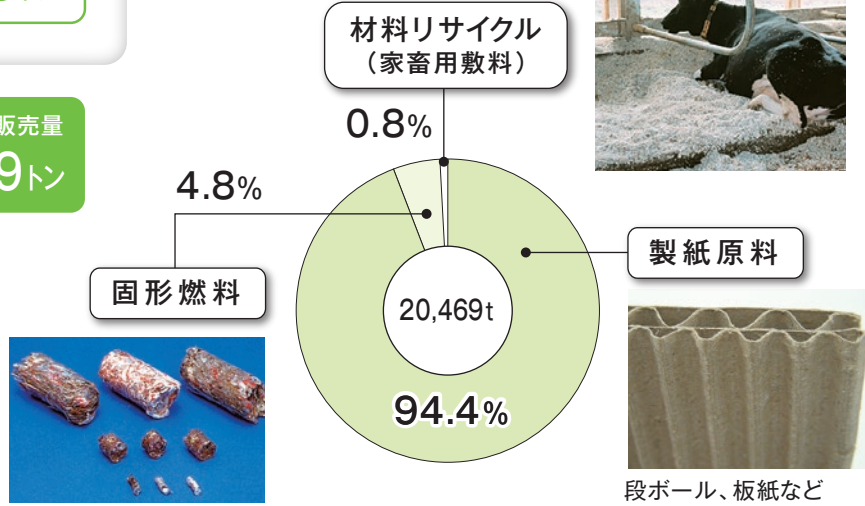
- 「再商品化製品販売量」は、令和2年3月までの実績値です
- 割合の合計値は100%にならない場合があります

紙製 容器包装

市町村からの引取量は約2.1万トンで、前年度とほぼ同等量でした。
再商品化製品の利用状況は、前年度同様に全体の94.4%が製紙原料となっています。

協会の引取実績量
20,729トン

再商品化製品販売量
20,469トン

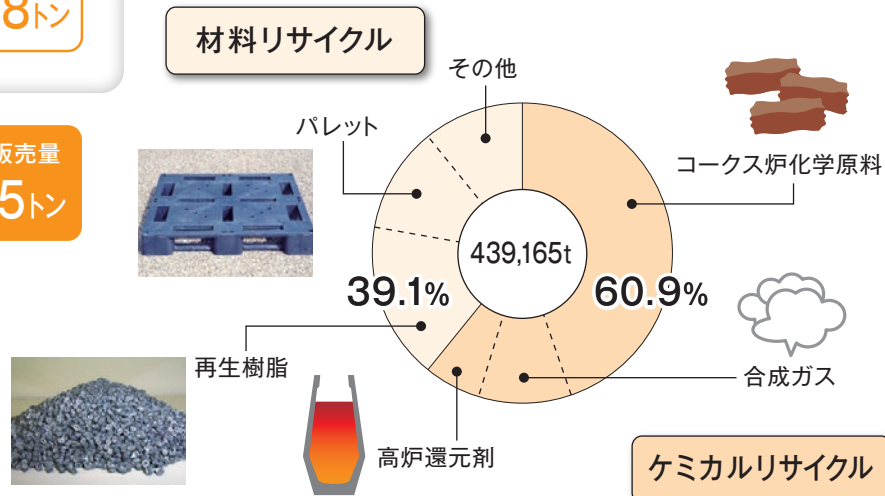


プラスチック製 容器包装

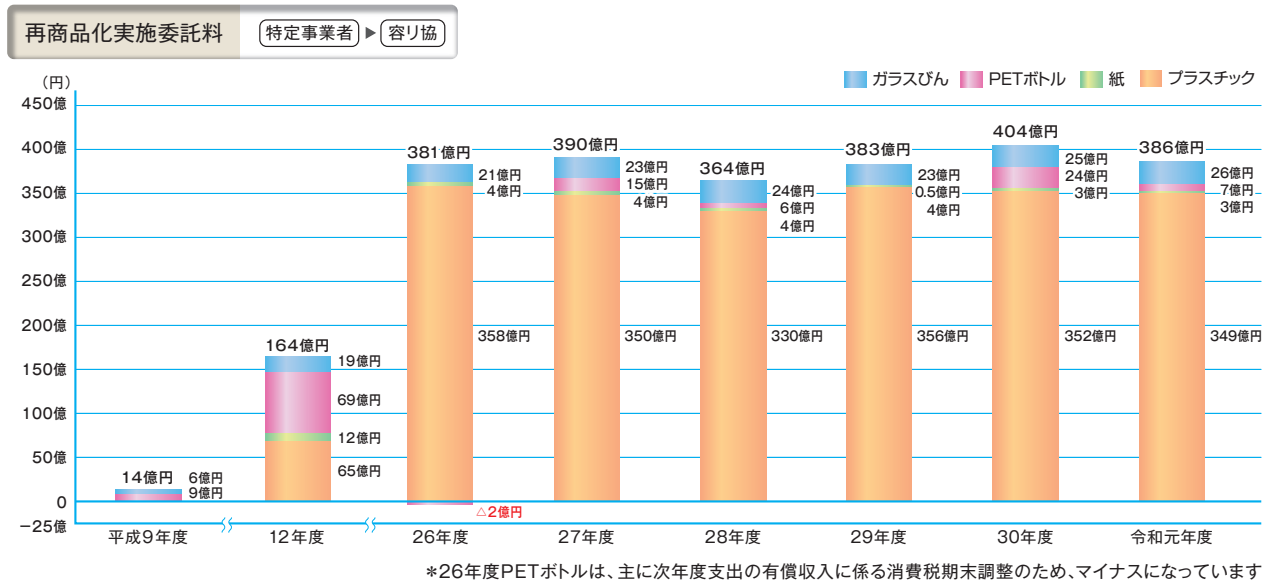
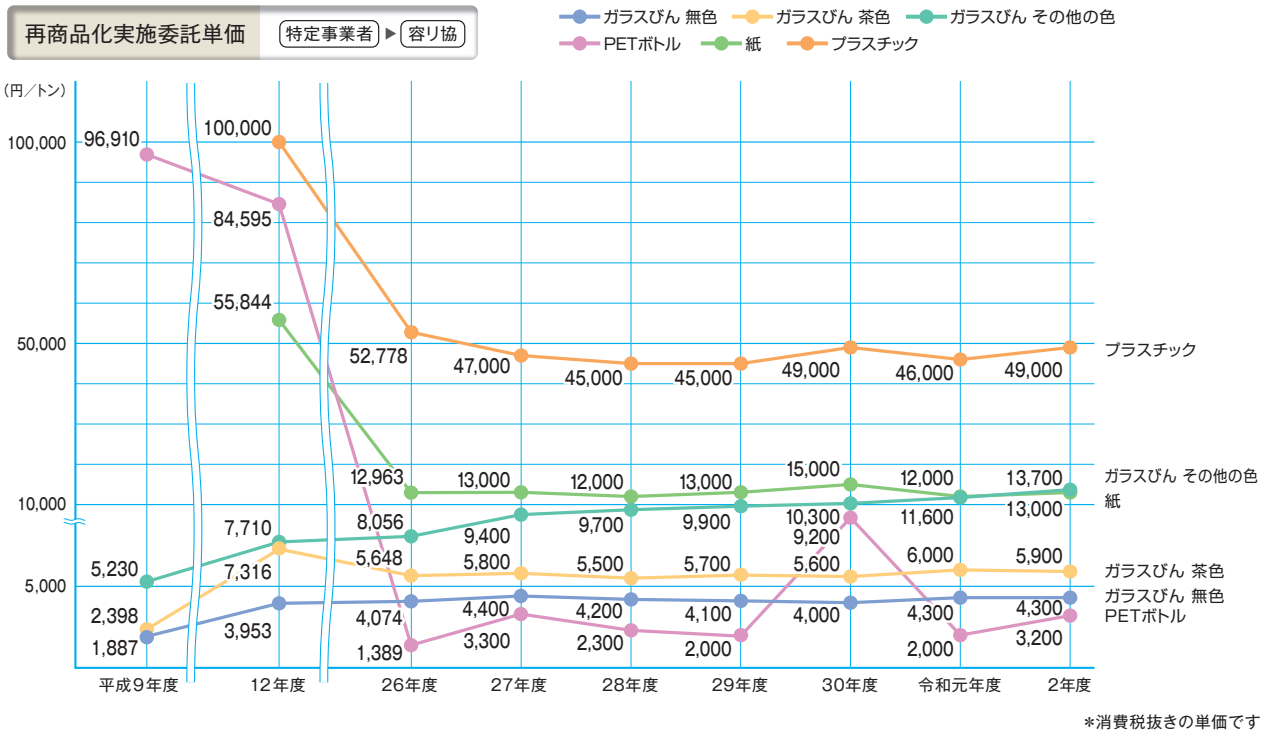
市町村からの引取量は約65.5万トンで、ほぼ前年度並でした。
再商品化製品の利用状況は、ケミカルリサイクル60.9%、材料リサイクル39.1%。ケミカルリサイクルの割合は、前年度57.5%に比べて3.4%増加しました。

協会の引取実績量
654,538トン

再商品化製品販売量
439,165トン



*白色トレイを除く



特定事業者申込社数 (特定事業者 ▶ 容リ協)

(単位: 社)

	平成12年度	29年度	30年度	令和元年度
ガラスびん	3,803	3,103	3,079	3,053
（無色）	(3,208)	(2,670)	(2,647)	(2,608)
（茶色）	(1,722)	(1,333)	(1,339)	(1,324)
（その他の色）	(1,548)	(1,089)	(1,100)	(1,089)
PETボトル	962	1,242	1,227	1,222
紙	41,206	66,065	66,777	67,603
プラスチック	56,944	79,063	80,017	80,092
総数	59,449	80,588	81,492	81,555

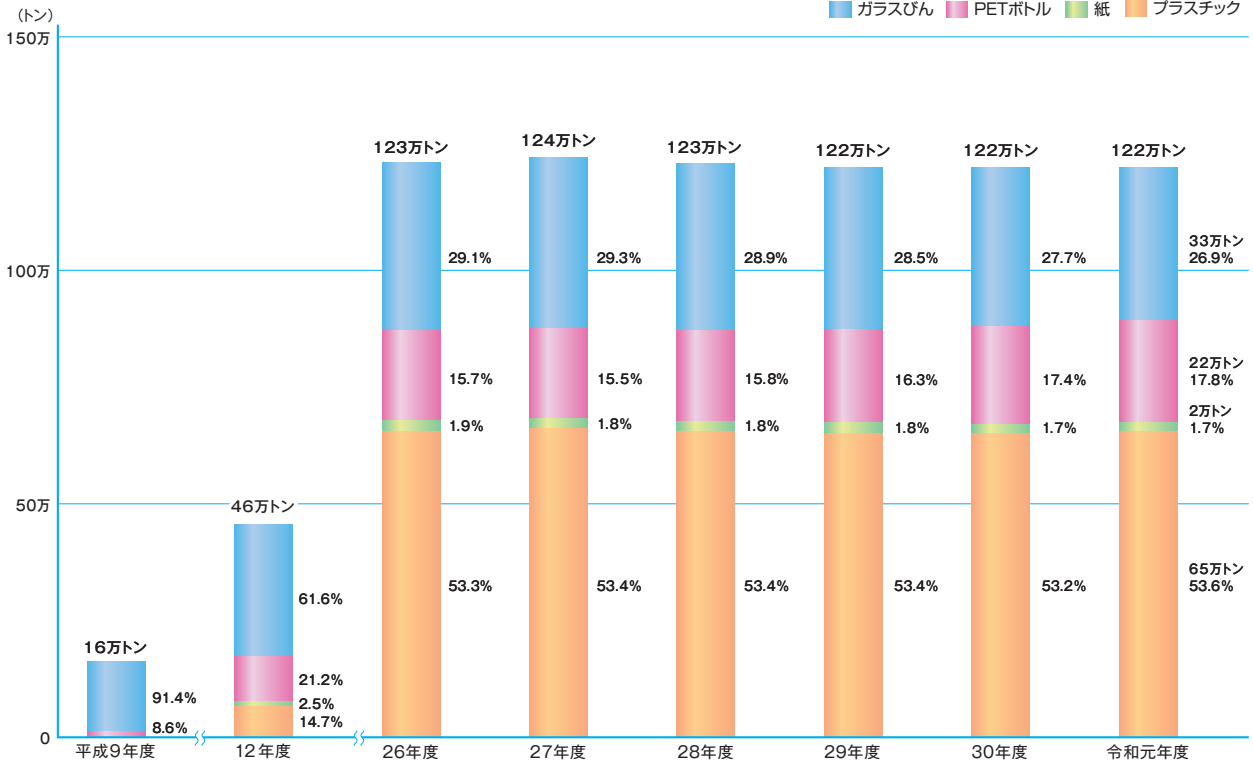
抛出委託単価／抛出委託料 (特定事業者 ▶ 容リ協)

令和元年支払い (単位: 円)

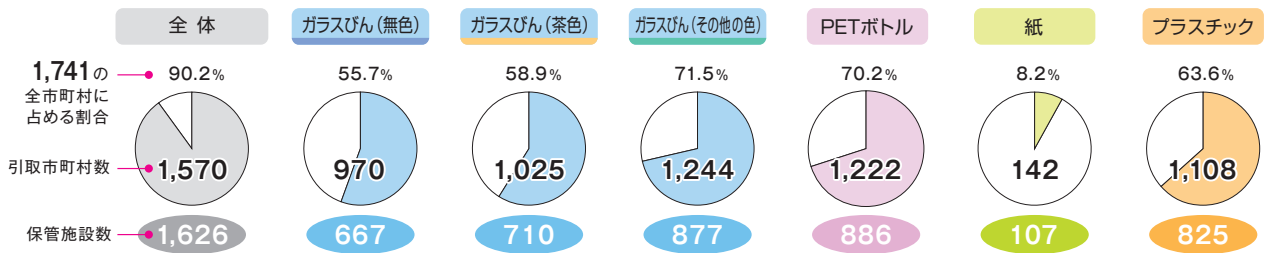
品名	平成30年度分	令和元年支払い
ガラスびん(無色)	0	0
ガラスびん(茶色)	0	0
ガラスびん(その他の色)	0	0
PETボトル	0	0
紙	100	1,111,688
プラスチック	0	0
合計		1,111,688

*消費税抜きの単価です

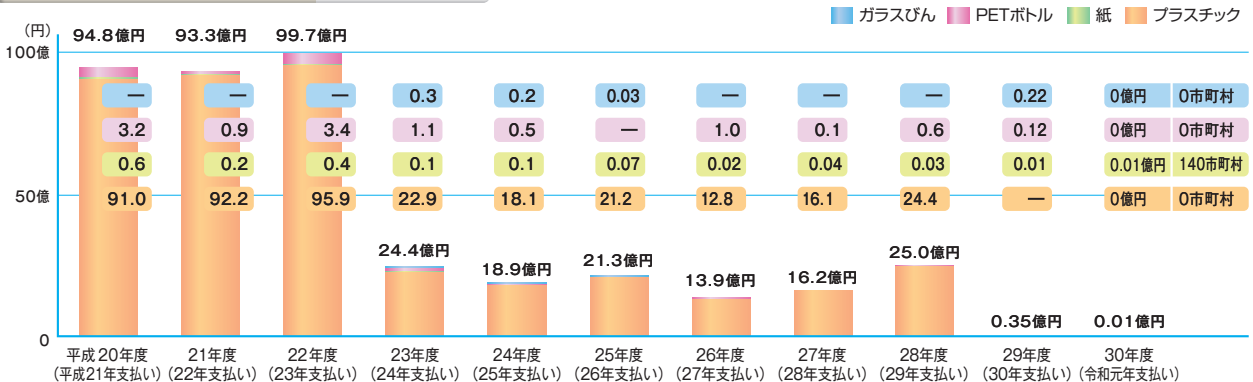
市町村からの引取量 市町村 ▶ 容リ協

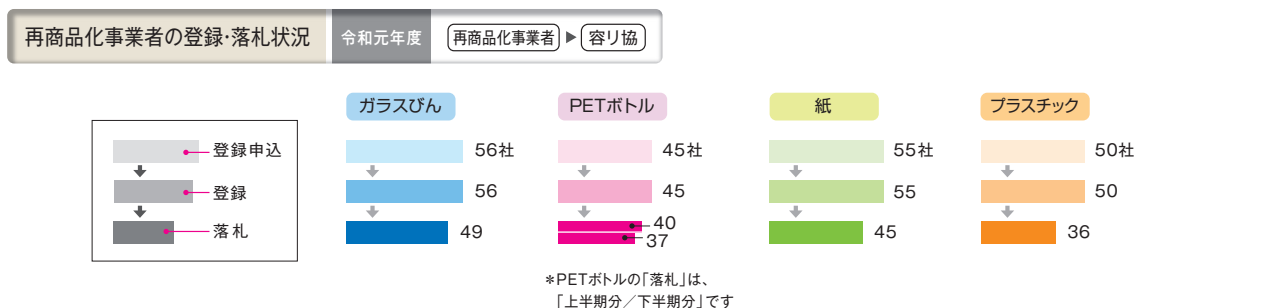
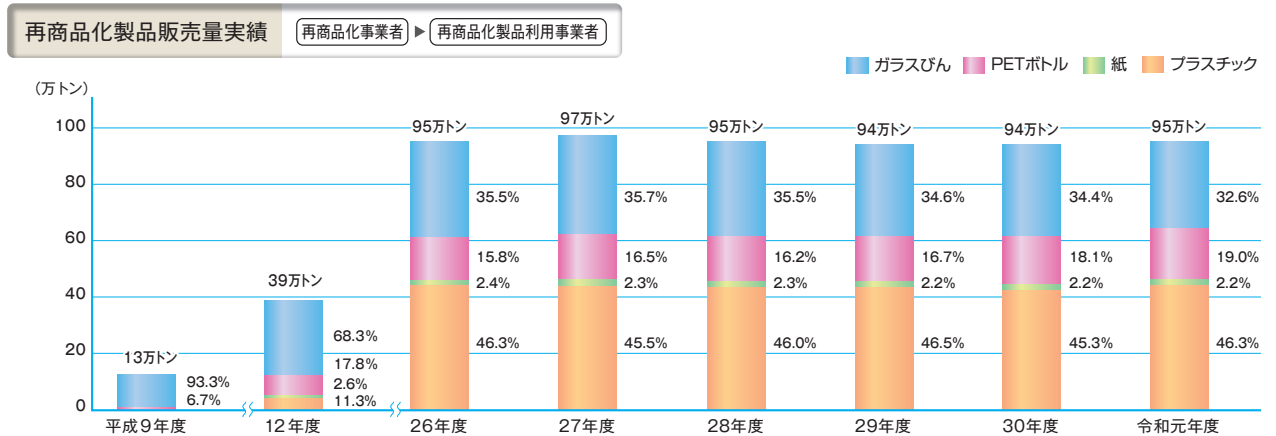
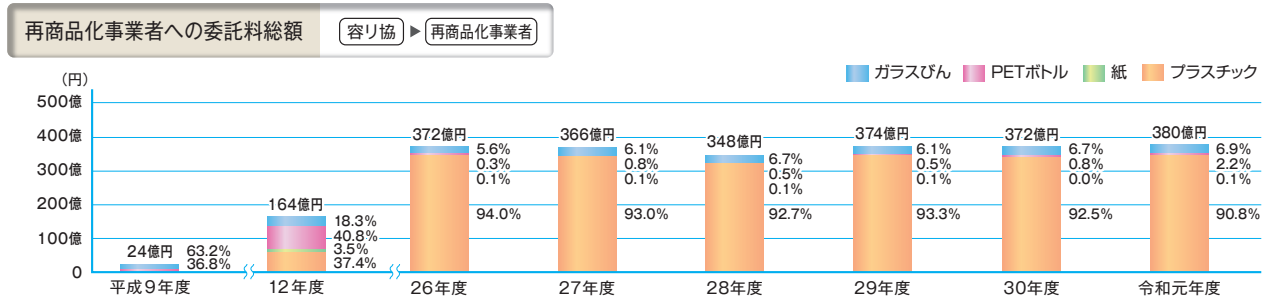
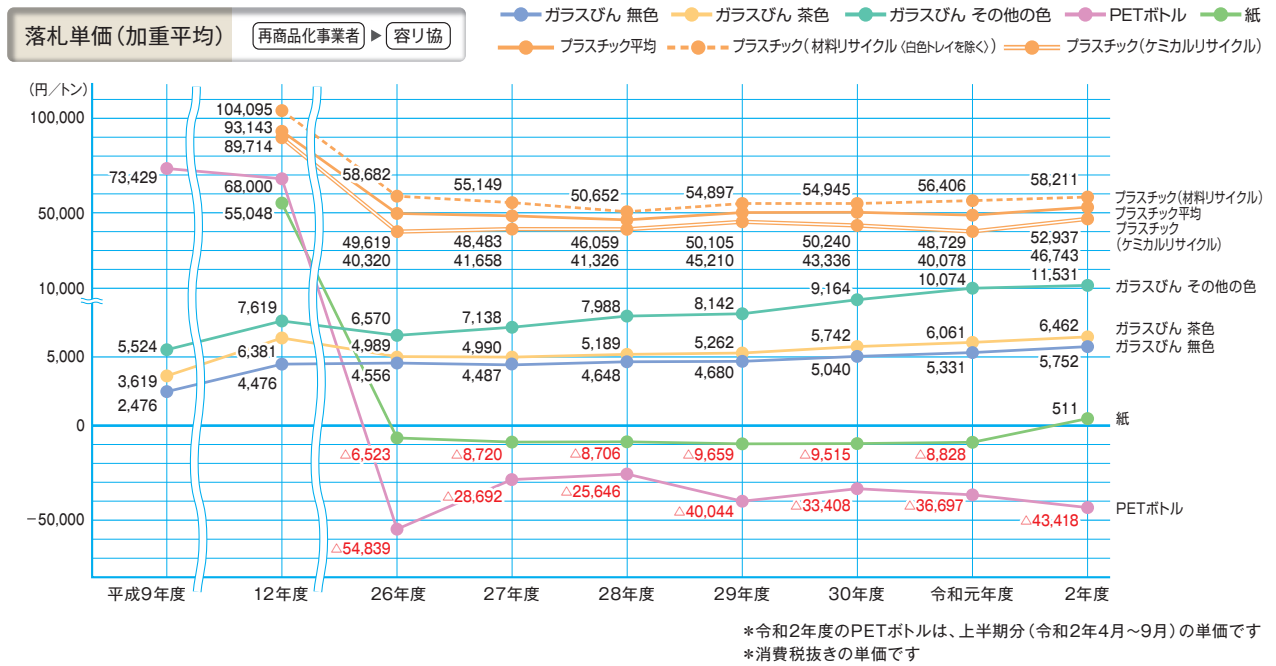


引取り市町村数／保管施設数 令和元年度 市町村 ▶ 容リ協



合理化拠出金／受取り市町村数 容リ協 ▶ 市町村





容器包装リサイクルの成果

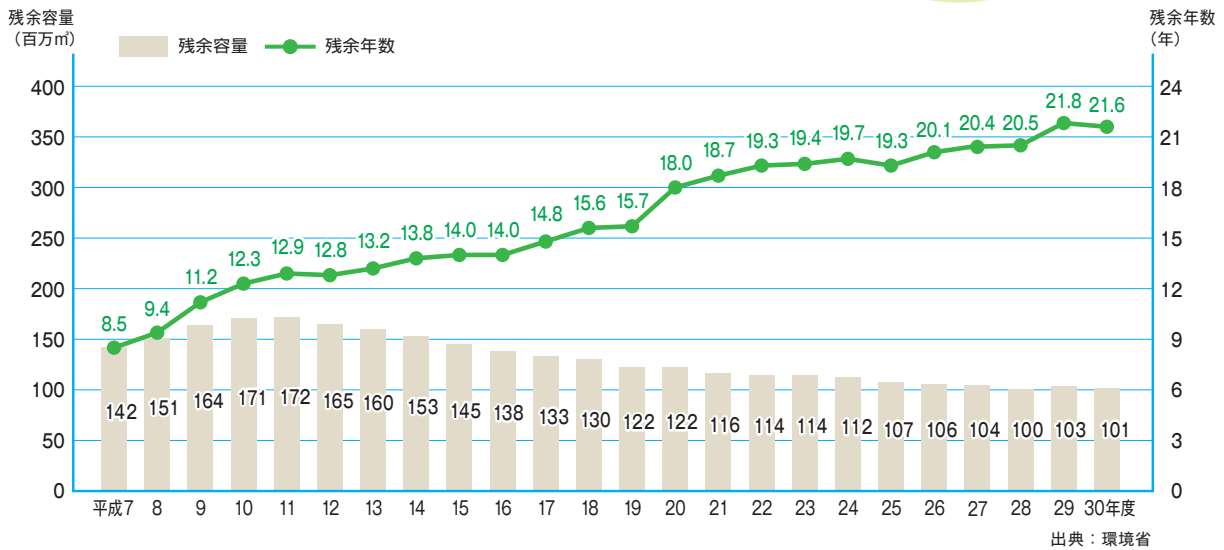
一般廃棄物最終処分場の

残余容量・残余年数の推移



平成7年
残余年数 **8.5年**

平成30年
残余年数 **21.6年**



リデュース

2004年度

2018年度

3R 推進団体連絡会データ

ガラスびん



1本当たり
平均重量

-1.2%

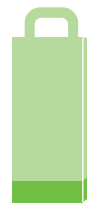
PETボトル



1本当たり
平均重量

-23.6%

紙製容器包装



削減率

-11.0%

プラスチック製容器包装



削減率

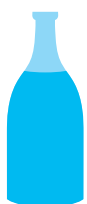
-17.0%

リサイクル率・回収率

2018年度

3R 推進団体連絡会データ

ガラスびん



リサイクル率

68.9%

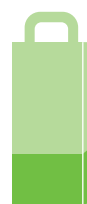
PETボトル



リサイクル率

84.6%

紙製容器包装



回収率

27.0%

プラスチック製容器包装



再資源化率

45.4%

年次レポート2020

2020年8月発行

編集・発行

公益財団法人

日本容器包装リサイクル協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-14-1

郵政福祉琴平ビル2階

(企画広報部)

Tel. 03-5532-8610

Fax. 03-5532-9698

URL: <https://www.jcpra.or.jp/>

●禁無断転載

